

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 3 月 9 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三重町又井地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・（農）又井を地域の担い手として、水稻・麦・大豆・園芸品目等の作付けを行い、集落の農地を守って行くとともに、集落営農法人の後継者確保のため、地域の若者を法人メンバーに加え、持続可能な営農ができるよう体制整備を行う。
 - ・農地を提供する経営体は、草刈り作業や水管理を可能な限り行い、集落営農に協力する。